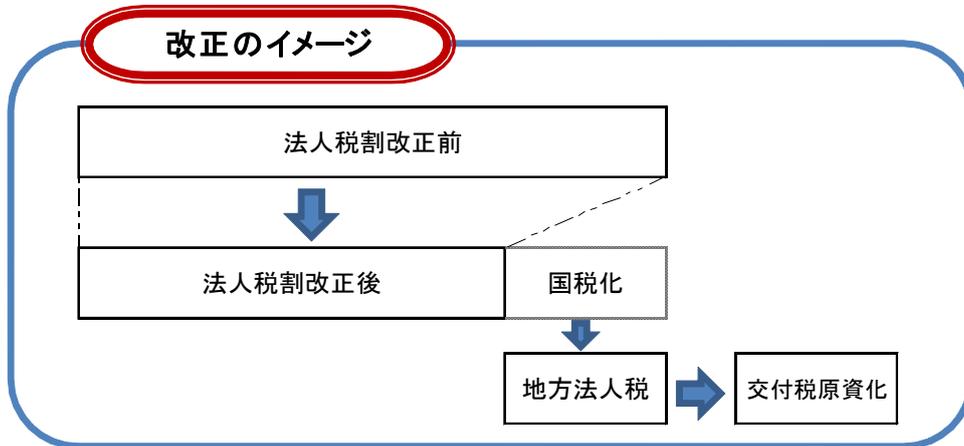


法人住民税法人税割の税率改正の概要

平成26年度税制改正により、法人住民税法人税割の税率が引き下げられるとともに、当該引下げ分に相当する地方法人税（国税）が創設され、その税込額が地方交付税原資とされることとなりました。

なお、これらの改正は、**平成26年10月1日以後に開始する事業年度から**適用されます。



● 法人住民税法人税割の税率の改正

法人住民税法人税割の標準税率及び制限税率は、次のとおり改正されました。

[] : 制限税率

(市町村分)	12.3%	[14.7%]	→	9.7%	(▲2.6%)	[12.1%]
(都道府県分)	5.0%	[6.0%]	→	3.2%	(▲1.8%)	[4.2%]

● 予定申告における経過措置

法人税割の税率の改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する**最初の事業年度又は連結事業年度の予定申告**に係る法人税割額については、予定申告税額を求める算式の「6を乗じる」部分が次の値となります。

市町村民税・・・「前事業年度分の法人税割額×4.7÷前事業年度の月数」

道府県民税・・・「前事業年度分の法人税割額×3.8÷前事業年度の月数」

● 地方法人税（国税）の創設

- 納税義務者：法人税を納める義務がある法人
 - 課税標準：基準法人税額（所得税額や外国税額等の控除前の法人税額）
 - 税率：4.4%
 - 申告納付先：国（税務署）
 - 税込額の用途：地方交付税として地方団体へ配分
- ※ 地方法人税の詳細については、税務署にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページをご覧ください。